

豊橋市地域防災計画

—地震・津波災害対策計画—

目次

第 1 編 総則

第 1 章	計画の目的・方針	321
第 1 節	計画の目的	
第 2 節	計画の性格	
第 3 節	計画の構成	
第 2 章	本市の特質と災害要因	324
第 1 節	本市の地形・地質	
第 2 節	愛知県における既往の地震	
第 3 節	社会的条件	
第 3 章	被害想定	327
第 1 節	基本的な考え方	
第 2 節	地震・津波被害の予測	
第 4 章	基本理念及び重点を置くべき事項	330
第 1 節	防災の基本理念	
第 2 節	重点を置くべき事項	
第 5 章	各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	333
第 1 節	実施責任	
第 2 節	処理すべき事務又は業務の大綱	

第 2 編 災害予防

第 1 章	防災協働社会の形成推進	348
第 1 節	防災協働社会の形成推進	
第 2 節	自主防災組織・ボランティアとの連携	
第 3 節	企業防災の促進	
第 2 章	建築物等の安全化	354
第 1 節	建築物の耐震推進	
第 2 節	交通関係施設等の整備	
第 3 節	ライフライン関係施設等の整備	
第 4 節	文化財の保護	
第 5 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
第 3 章	都市の防災性の向上	375
第 1 節	都市計画のマスタープラン等の策定	
第 2 節	防災上重要な都市施設の整備	
第 3 節	建築物の不燃化の促進	
第 4 節	建築物の耐震化	
第 5 節	市街地の面的な整備・改善	
第 4 章	液状化対策・土砂災害等の予防	379
第 1 節	土地利用の適正誘導	
第 2 節	液状化対策の推進	
第 3 節	宅地造成の規制誘導	
第 4 節	土砂災害の防止	
第 5 節	被災宅地危険度判定の体制整備	
第 5 章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	384
第 6 章	避難行動の促進対策	393

第1節	津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	
第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	
第3節	避難情報の判断及び伝達マニュアルの作成	
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	
第5節	避難に関する意識啓発	
第7章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	400
第1節	避難所の指定・整備	
第2節	要配慮者支援対策	
第3節	帰宅困難者対策	
第8章	火災予防・危険性物質の防災対策	408
第1節	火災予防対策に関する指導	
第2節	消防力の整備強化	
第3節	危険物施設防災計画	
第4節	高圧ガス大量貯蔵所防災計画	
第5節	毒物劇物取扱施設防災計画	
第9章	産業廃棄物の処理対策	412
第10章	津波等予防対策	413
第1節	津波対策に係る地域の指定等	
第2節	津波防災体制の充実	
第3節	津波防災知識の普及	
第4節	津波等防災事業の推進	
第11章	広域応援・受援体制の整備	419
第1節	広域応援・受援体制の整備	
第2節	応援部隊等に係る広域応援体制の整備	
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
第4節	防災活動拠点の確保等	
第12章	防災訓練及び防災意識の向上	423
第1節	防災訓練の実施	
第2節	防災のための意識啓発・広報	
第3節	防災のための教育	
第4節	防災意識調査及び地震相談の実施	
第13章	震災に関する調査研究の推進	430
第14章	地区防災計画	432

第 3 編 災害応急対策

第1章	活動態勢（組織の動員配備）	433
第1節	豊橋市災害対策本部	
第2節	県及び防災関係機関の活動体制の整備	
第3節	職員の派遣要請	
第4節	災害救助法の適用	
第2章	避難行動	438
第1節	津波警報等の伝達	
第2節	避難情報	
第3節	住民等の避難誘導	
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	454
第1節	被害状況等の収集・伝達	
第2節	通信手段の確保	
第3節	広報	

第 4 章	応援協力・派遣要請	464
第 1 節	応援協力	
第 2 節	応援部隊による広域応援等	
第 3 節	自衛隊の災害派遣	
第 4 節	ボランティアの受入	
第 5 節	防災活動拠点の確保	
第 6 節	南海トラフ地震の発生時における広域受援	
第 5 章	救出・救助対策	484
第 1 節	救出・救助活動	
第 2 節	災害救助	
第 3 節	海上における避難救出活動	
第 4 節	航空機等の活用	
第 6 章	消防活動・危険性物質対策	493
第 1 節	消防活動	
第 2 節	危険物施設対策計画	
第 3 節	高圧ガス大量貯蔵所対策計画	
第 4 節	毒物劇物取扱施設対策計画	
第 7 章	医療救護・防疫・保健衛生対策	499
第 1 節	医療救護	
第 2 節	豊橋市における医療救護・助産	
第 3 節	防疫・保健衛生	
第 8 章	交通の確保・緊急輸送対策	513
第 1 節	道路交通規制等	
第 2 節	道路施設対策	
第 3 節	港湾・漁港施設対策	
第 4 節	鉄道施設対策	
第 5 節	緊急輸送手段の確保	
第 9 章	浸水・津波対策	528
第 1 節	浸水対策	
第 2 節	津波対策	
第 10 章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	532
第 1 節	避難所の開設・運営	
第 2 節	要配慮者支援対策	
第 3 節	帰宅困難者対策	
第 11 章	水・食品・生活必需品等の供給	538
第 1 節	給水	
第 2 節	食品の供給	
第 3 節	生活必需品の供給	
第 12 章	環境汚染防止及び地域安全対策	546
第 1 節	環境汚染防止対策	
第 2 節	地域安全対策	
第 13 章	遺体の取扱い	548
第 1 節	遺体の捜索	
第 2 節	遺体の処理	
第 3 節	遺体の埋火葬	
第 4 節	整備保存すべき帳簿	
第 14 章	ライフライン施設等の応急対策	552
第 1 節	電力施設対策	
第 2 節	ガス施設対策	

第3節	上水道施設対策	
第4節	工業用水道施設対策	
第5節	下水道施設対策	
第6節	通信施設の応急措置	
第7節	郵便業務の応急措置	
第8節	ライフライン施設の応急復旧	
第15章	住宅対策	563
第1節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	
第2節	被災住宅等の調査	
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	
第5節	住宅の応急修理	
第6節	障害物の除去	
第16章	学校における対策	569
第1節	津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
第2節	教育施設及び教職員の確保	
第3節	応急な教育活動についての広報	
第4節	学校給食対策	
第5節	教科書・学用品等の給与	

第4編 災害復旧・復興

第1章	復興体制	574
第1節	復興本部の設置等	
第2節	復興計画等の策定	
第3節	職員の派遣要請	
第2章	公共施設等災害復旧対策	576
第1節	公共施設災害復旧事業	
第2節	激甚災害の指定	
第3節	暴力団等への対策	
第3章	廃棄物処理対策	580
第1節	災害廃棄物処理対策	
第2節	がれき・災害廃棄物対策	
第4章	震災復興都市計画の決定手続き	583
第1節	第一次建築制限	
第2節	第二次建築制限	
第3節	復興都市計画事業の都市計画決定	
第5章	被災者等の生活再建等の支援	585
第1節	罹災証明書の交付等	
第2節	被災者への経済的支援等	
第3節	金融対策	
第4節	住宅等対策	
第5節	労働者対策	
第6章	商工業・農林水産業の再建支援	593
第1節	商工業の再建支援	
第2節	農林水産業の再建支援	

第 5 編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第 1 章	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	595
第 1 節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	
第 2 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	
第 3 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	

別紙 東海地震に関する事前対策

第 1 章	対策の意義及び東海地震に関連する情報	603
第 1 節	東海地震に関する事前対策の意義	
第 2 節	東海地震に関連する情報	
第 2 章	地震災害警戒本部の設置等	607
第 1 節	地震災害警戒本部の設置	
第 2 節	警戒宣言発令時等の情報伝達	
第 3 節	警戒宣言発令時等の広報	
第 4 節	警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	
第 3 章	発災に備えた資機材、人員等の配備手配	617
第 1 節	主要食糧、医薬品、住宅等の確保	
第 2 節	災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備	
第 4 章	発災に備えた直前対策	621
第 1 節	避難対策	
第 2 節	消防、浸水等対策	
第 3 節	社会秩序の維持対策	
第 4 節	道路交通対策	
第 5 節	鉄道	
第 6 節	バス	
第 7 節	海上交通	
第 8 節	飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	
第 9 節	生活必需品の確保	
第 10 節	金融対策	
第 11 節	郵政事業対策	
第 12 節	病院、診療所	
第 13 節	百貨店等	
第 14 節	緊急輸送	
第 15 節	警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	
第 5 章	市が管理又は運営する施設に関する対策	642
第 1 節	道路	
第 2 節	河川及び海岸	
第 3 節	港湾・漁港	
第 4 節	ため池	
第 5 節	不特定かつ多数の者が出入りする施設	
第 6 節	地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	
第 7 節	工事中の建築物等に対する措置	
第 6 章	他機関に対する応援要請	645
第 1 節	防災関係機関に対する応援要請等	
第 2 節	自衛隊の地震防災派遣	
第 7 章	市民のとるべき措置	647
第 1 節	家庭においてとるべき措置	
第 2 節	職場においてとるべき措置	